

令和6年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第17日（令和6年12月25日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第64号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」  
から議案第77号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」までの議案  
14件について一括議題

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 各委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 坂下文宏君 | 2番  | 新谷英生君 |
| 3番  | 形岡弘士君 | 4番  | 谷口佳保君 |
| 5番  | 弘田条君  | 6番  | 武政健三君 |
| 7番  | 山崎誠一君 | 8番  | 吉村政朗君 |
| 9番  | 作田喜秋君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 池正澄君 局長補佐 坂本久恵君  
議事係長 山本卓己君

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                                          |         |                                    |         |
|------------------------------------------|---------|------------------------------------|---------|
| 市 長                                      | 程岡 庸 君  | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長             | 吉永 敏之 君 |
| 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員               | 岡田 旭生 君 | 企 画 財 政 課 長                        | 横山 英幸 君 |
| 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長   | 東 直能 君  | 危 機 管 理 課 長                        | 岡田 哲治 君 |
| 消 防 長                                    | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長               | 中村 浩司 君 |
| 健 康 推 進 課 長                              | 竹池 亮 君  | 福 祉 事 務 所 長                        | 永野 美歌 君 |
| 市 民 課 長                                  | 畑山 正王 君 | ま ち づ く り 対 策 課 長                  | 中尾 吉宏 君 |
| 観 光 商 工 課 長                              | 酒井 満 君  | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                                  | 山本 実 君  | じ ん け ん 課 長                        | 萬 知栄 君  |
| 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長         | 濱田 三幸 君 | 教 育 長                              | 斧川 哲也 君 |
| こ ども 未 来 課 長                             | 田村 五鈴 君 | 生 涯 学 習 課 長                        | 西原 貴樹 君 |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 岡野 孝弘 君 |                                    |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和6年土佐清水市議会定例会12月会議、第17日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第64号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案第77号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」までの議案14件について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、浅尾公厚君。

（予算決算常任委員会委員長 浅尾公厚君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（浅尾公厚君） おはようございます。

予算決算常任委員会審査経過の概要と結果報告をいたします。

令和6年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第64号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、2款2項1目賦課徴収費について

委員から、セミセルフレジをどのように利用するのかとの質疑がありました。

執行部の説明によりますと、バーコードを読み取るPOS機能の付いたレジと自動釣銭機をセットにして使用する、セミセルフレジ2台を窓口のカウンターに設置する予定としている。

1台は、現金投入口を来庁された納税者のほうに向けて置き、納税者が来たときに、職員が納付書を受け取ってバーコードを読み取るが、現金は納税者自身で入れてもらい、お釣りも受け取っていただく方法を想定している。

もう1台は、セミセルフレジが苦手な方もおられるので、職員が納付書と現金を預かり、納付書のバーコードを読み取り、現金をレジに入れて、お釣りも渡すような方法を想定している。

どちらの方法であっても、職員が領収書を渡す必要があるため、完全なセルフにはならず、当面は両方とも職員が対応する形となるが、職員が現金を一切扱わない方法と職員が全部対応する方法の2パターンの運用を想定しているとのことであります。

続けて同委員から、同事業の導入によりどのような効果が得られるのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、バーコード機能を使い情報を読み取ることでスムーズな会計処理となることから、納税者の待ち時間の短縮につながる。また、納付情報を電子化し基幹システムへ取り込むことで、紙ベースでの消込み作業が不要となることから、事務の軽減が図られるとのことであり、了承いたしました。

(3) 条文中、第2表、繰越明許費補正6款1項商工費について

委員から、見残し海岸遊歩道整備事業の進捗状況について質疑がありました。

執行部の説明によりますと、現在、県の補助金交付決定が下り、実施設計まで完了している。施工箇所が県の指定名勝となっていることと、国が千尋岬の化石漣痕を天然記念物に指定していることから、その指定エリアの現状変更許可申請を県と国に提出し、県の許可は11月に下りており、国の許可も12月中には下りる予定となっている。

施工業者の入札については、令和7年1月を予定しており、その後契約して、2月頃から工事開始となるが、施工箇所へのアクセスが不便ということと、また、天候にも左右されることから、約5か月の工期が見込まれている。そのため、本事業を翌年度に繰り越して使用できる予算の限度額を定めるものであるとのことであり、了承いたしました。

2、議案第65号「令和6年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第66号「令和6年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

議案第67号「令和6年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

議案第68号「令和6年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第69号「令和6年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第3号）について」

議案第70号「令和6年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」

以上、6件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

報告を終わります。

○議長（作田喜秋君） 次に、総務文教常任委員会委員長、坂下文宏君。

（総務文教常任委員会委員長 坂下文宏君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（坂下文宏君） おはようございます。

総務文教常任委員会審査経過の概要と結果報告。

令和6年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第72号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第73号「土佐清水市議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、議案第72号は、市長、副市長及び教育長の給与月額の改正、議案第73号は、議長の職にある議会議員、副議長の職にある議会議員、常任委員長又は議会運営委員長の職にある議会議員及び議会議員の報酬月額を改正するものとのことであります。

いずれも前回の改定から14年が経過しているが、本年6月に市議会から市長に対し特別職報酬等審議会の早期開催を求める要望書が提出されたことから、同審議会を2回開催した。

その答申としては、民間給与の賃上げや物価高騰などの社会情勢、本市の財政状況、地域経済の状況のほか、他市町村との金額の比較など、総合的に判断し、特別職三役については4%増、議員については3%増が適当である。

また、今後の同審議会の在り方として、社会情勢、景気動向、市の財政状況等の推移を確認しながら、定期的に開催することが望ましいとの附帯意見が出されたとのことであります。

委員から、議員の報酬月額が、30万円から27万円に減額された14年前の問題について、今回の審議会の中で議論されたのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、審議会は、

あくまでもその時の現状に応じて審議するところなので、今回は当時の審議会での議論の内容を十分説明した上で、減額された金額を元に戻すというよりも、現在の金額が社会状況と照らして、どうなのかという視点で議論していただいたものとのことであります。

また、別の委員から、なぜ同審議会が令和3年までの十数年間も開催されなかったのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、同審議会は諮問機関であり、その時々トップが諮問するかどうかを判断するので、結果的に開催されなかったとのことであります。

このほか、委員から、十数年間開催されていないということは、議員報酬を元に戻すことの議論を軽視してきたのではないかと。そのことをしっかりと議論し、その上で、今の経済状況を勘案して議論していくのが筋ではないかと。今後においては世間の動向を見ながら定期的にしっかりと開催していくべきではないかと。質疑に対し、執行部の説明によりますと、今回開催した同審議会でも、そういった附帯意見が出されており、これを重く受け止め、今後については十数年間も開催しないといった状況を招かないよう改善していきたいとのことであります。

最後に委員から、特別職三役の給与については月額が高いので、小さい割合の増額であっても、市民には、この改定は受け入れられないのではないかと。意見が出されました。

## 2、議案第71号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第76号「土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、2件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第73号については可否同数となりましたので、委員長裁決により否決といたしました。議案第71号、議案第72号及び議案第76号については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（作田喜秋君） 次に、産業厚生常任委員会委員長、形岡弘士君。

（産業厚生常任委員会委員長 形岡弘士君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（形岡弘士君） 皆さん、おはようございます。

産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果報告。

令和6年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

### 1、議案第77号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」

執行部の説明によりますと、土佐清水市斎場の指定管理期間が令和6年度末で終了することから、令和7年度以降の指定管理者の選定方法について、令和6年6月28日に指定管理者選

定委員会で協議し、「管理者を公募し、選定委員会にて選定すること」、「管理期間を5年とすること」、「選定した管理者の指定については、12月会議に上程すること」を決定した。

令和6年9月2日から令和6年9月30日までの募集期間に、1社から応募があり、令和6年10月18日に指定管理者選定委員会を開催し、審議の結果、指定管理者候補として株式会社ベルモニーを選定した。

選定理由として、株式会社ベルモニーは、四国エリアで冠婚葬祭事業等を展開し、そのノウハウを生かし、平成18年度から現在に至るまで、本市斎場の指定管理者として利用者に寄り添った丁寧な姿勢や細かなサービスの提供ができています。

また、斎場内にアンケート用紙を置くことで、常に利用者のニーズに応えられるよう努力しているだけではなく、令和2年から本格的に全世界に広がった新型コロナウイルス感染症の問題では、施設に利用制限をかけるなどして、感染防止に取り組み、適切な運営ができています。また、本市にある同社の事業所が斎場に隣接しているため、必要に応じて、臨機応変な対応が可能となっている。

このほか、定期的な職員研修や防災訓練も実施し、地元雇用にも積極的という実績だけでなく、次年度以降の選定方針及び運営体制、予算でも適切な計画が立てられていることから、指定管理者選定委員会でも全会一致で選定したとのこととあります。

委員から、これまでの実績を見ても指定管理者は株式会社ベルモニーがいいのではないかとと思うとの意見が出された。

別の委員から、指定管理者選定委員会で、指定管理者候補を高く評価しているが、課題となる問題点はなかったかとの質疑に対して、執行部から、指定管理者選定委員会では特に問題点は挙がっていないとの説明があり、了承いたしました。

## 2、議案第74号「土佐清水市地域食材供給拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### 議案第75号「土佐清水市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、2件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上です。

**○議長（作田喜秋君）** 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前10時35分 再 開

○議長(作田喜秋君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君登壇)

○10番(前田 晃君) 皆さん、おはようございます。前田晃です。

私は、議案第72号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第73号「土佐清水市議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、反対の立場で討論を行います。

今回の特別職の給与・報酬等の条例改正案は、議案第72号で、特別職三役、市長、副市長、教育長の給与を4%程度引き上げ、そして議案第73号で、市議会議員の報酬を3%程度引き上げるものとなっています。

土佐清水市特別職報酬等審議会の答申では、民間企業賃金及び公務員賃金が引き上げられる

状況の中で、14年間据置きとなっている特別職の給与・報酬の引き上げの必要性を指摘するとともに、あわせて、本市の財政状況や地域経済衰退の現状等から、大幅な引き上げは難しいとの認識も示しています。この答申を基に提案された今回の特別職の給与・報酬の引き上げの条例案ですが、次の2点の理由により、いずれの議案に対しても反対の意思を表明いたします。

まず一つ目の理由は、特別職の給与・報酬は、そもそも生活給とは別物だということであり、ます。一般職の公務員の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定されるのに対して、選挙や議会の同意で選ばれる特別職の給与・報酬については、そのような生活給的な要素は考慮せず、職務の特殊性に応じる対価とされております。物価高騰から生活を守るために、官民の賃上げが前進していることは大いに歓迎するところではありますが、本市特別職の給与報酬については、そういった生活給の保障ではなく、本来の職務内容に応じた給付として対応すべきものだと考えます。

三役については分かりませんが、私が議員として活動してきましたこれまでの10年間を振り返ってみても、12名の議員が担う議会活動において、特に大きな変化や要請があったとは考えられず、また、当面この先においても、今議員報酬を引き上げなければならない積極的な理由は見当たらないと考えます。

二つ目の理由は、市民の窮状です。今、食料品や生活用品をはじめ、水道代、電気代、ガソリン代など生活に必要なあらゆる物の値段が上がり、市民の暮らしが脅かされております。賃上げは、本市でも、非正規の労働者にはその恩恵が届きにくく、また、多くの高齢者は僅かな年金を基に、爪に火をともしような生活を続けています。そのような厳しい状況に置かれている市民の皆さんに、今回の特別職の給与・報酬等の引き上げはどのように映るのでしょうか。肯定的に受け止められるとは私には思えません。

今必要なのは、提案をされています特別職の給与・報酬の引き上げではなく、物価高から市民の暮らしを守ることではないでしょうか。この条例案は取り下げて、その財源を市民の暮らしの応援に回すことこそ求められているのではないかと思います。市民の暮らしが厳しいこのときに、特別職の給与・報酬に貴重な財源を使うべきではありませんし、使うときではないということを最後に申し上げまして、議案第72号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第73号「土佐清水市議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」に対する反対の討論を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○議長（作田喜秋君）** 以上で通告による討論は終わりました。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第64号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、議案第



65号「令和6年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、議案第66号「令和6年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、議案第67号「令和6年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、議案第68号「令和6年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」、議案第69号「令和6年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第3号）について」及び議案第70号「令和6年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」の補正予算案7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第64号から議案第70号までの7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「土佐清水市議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第73号「土佐清水市議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。

よって、議案第73号は、否決されました。

次に、議案第74号「土佐清水市地域食材供給拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「土佐清水市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の諮問2件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、諮問第1号及び諮問第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

諮問第1号及び諮問第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 程岡 庸君登壇)

○市長(程岡 庸君) おはようございます。

ただいま御提案いたしました諮問第1号及び第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号及び第2号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

諮問第1号は、人権擁護委員として、基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等に御尽力を賜っております矢野川清氏が、令和7年3月31日をもって任期満了となります。

矢野川氏は、令和4年4月から同委員として、年々複雑多様化する人権問題の相談役として献身的に御尽力を賜るなど、人格・識見とも最適者と考えており、引き続き候補者として推薦したいと存じます。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員として御尽力を賜っております文野貴之氏が、令和7年3月31日をもって任期満了となります。

文野氏は、令和4年4月から、同委員として献身的に御活躍されました。この間の御労苦と御努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任として速川志保氏を候補者として推薦したいと存じます。

速川氏は、平成31年3月まで土佐清水市役所で勤務し、長年にわたり行政現場で培った人権に関する高い識見に加え、令和元年12月からは、民生委員・児童委員を務められるなど、人権擁護委員に最適と考えております。

なお、人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとなっておりますので、議会にお諮りするものであります。

つきましては、どうか御答申を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

諮問第1号及び諮問第2号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、諮問第1号は、同意することに決しました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、諮問第2号は、同意することに決しました。

ただいま、市議会議案第6号「「年収の壁の見直しに関する十分な議論と地方財政への配慮を求める意見書」の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第6号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第6号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第6号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君登壇)

○4番(谷口佳保君) 年収の壁の見直しに関する十分な議論と地方財政への配慮を求める意見書の提案理由の説明をいたします。

現在、国では年収103万円の壁を解消するため、基礎控除の引き上げが議論されている。本市においても、この年収の壁が市民の就労意欲をそぐ要因となり、人手不足の中で労働調整を余儀なくされる一因ともなっている。

国民生活や社会的課題の解決に大きく寄与することから、制度の改革を進めることは大いに賛成するところであるが、一方で制度変更に伴う影響も慎重に検討すべきである。11月5日、村上総務大臣は閣議後の記者会見で、年収103万円の壁を解消し、仮に178万円まで引き上げた場合の地方財政への影響額として約4兆円程度と試算を公表した。

その額を本市に当てはめるとおおむね2億円の減収が見込まれている。

また、本市の非課税世帯は約3,150世帯に上るが、制度改正により非課税世帯を対象とした行政事業のコスト増加が懸念され、それに伴い、一部の住民サービスの見直しが避けられなくなる可能性も指摘されている。制度の変更が市民の生活向上に期することはもちろんであるが、地方の財政均衡を見据えた制度を検討する必要がある。所得税等の基礎的な控除額の引き上げに伴う税収減により、地方財政の悪化や行政サービスの低下等が懸念されており、地方財政に対する十分な配慮が求められる。

よって、国におかれましては、地方自治の推進に必要な地方財政の保持のため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、年収の壁の見直しに関しては、労働者の手取り収入の増加や中小企業をはじめとする企業における人手不足の解消等につながるよう、十分な議論を行うこと。

2、所得税等の基礎的な控除額の引上げに伴う地方自治体の税収減については、臨時的な財源でなく、国による恒久的な財源による補填を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。

○議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第6号について、原案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、市議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

日程第2、「各委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、それぞれのお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 程岡 庸君登壇)

○市長(程岡 庸君) 市議会定例会12月会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本会議に提案いたしました議案につきましては、追加議案も含め、適切なる御決定をいただきました。誠にありがとうございました。今回の会議における一般質問の中で、議員各位から御提言をいただきました事項につきましては、これを真摯に受け止め、これからの行政執行の中で十分に生かしていきたいと考えております。今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



さて、本年も残すところあと少しとなりました。この1年を振り返ってみますと、元旦の能登半島地震に始まり、4月には愛媛県と高知県で震度6弱を観測した豊後水道を震源とする地震のほか、8月の日向灘地震、9月には能登半島地震の被災地において河川の氾濫等が発生、また、8月の宮崎県日向灘を震源とする地震では、南海トラフ地震の想定震源域であったため、初めての南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表されるなど自然災害の多い1年であり、穏やかとは言い難い年でありました。

そのような中、本年8月1日に土佐清水市制施行70周年を迎え、10月26日には記念式典及び第9回土佐清水ジョン万祭りを開催し、市内外関係者の皆様など、多くの方々の御臨席を賜り、盛大に開催することができました。この市制施行70周年を契機に、先人たちの御努力に思いをはせ、郷土愛を育み、市政発展のため全力を挙げて取り組んでまいらる決意でありますので、皆様におかれましては、より一層の御支援、御協力をよろしくお願いをいたします。

最後になりますが、来るべき新しい年が市民の皆様はもとより、議員の皆様、土佐清水市にとりましても輝かしい1年となりますよう、心から御祈念を申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

**○議長（作田喜秋君）** 12月会議の全日程の終了に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

12月9日に再開され、本日まで、17日間の長きにわたり、市政当面の諸議案件を審議いたしました。議員及び執行部各位の御協力により、それぞれ妥当適切な結論を得て、無事終了することができましたこと、議長として心から感謝申し上げます。

各位におかれましては、どうか、くれぐれも健康に留意され、御多幸な新年を迎えられますよう、心から御祈念申し上げます、年末に当たっての御挨拶といたします。

ここで、お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって令和6年土佐清水市議会定例会を閉会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（作田喜秋君）** 御異議なしと認めます。

よって、本日をもって令和6年土佐清水市議会定例会を閉会することに決しました。

以上をもちまして、令和6年土佐清水市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時10分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員